

【担当介護支援専門員】 氏名

連絡先 03-3265-6131

料金について

- 居宅介護支援利用料は法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者様の自己負担はございません。
- 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1ヶ月あたり以下の料金を頂き、当事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市区町村の窓口へ提出しますと、給付対象となる費用の払戻しを受けることができます。

□ 居宅介護支援費

要介護1～2の場合：12,380円

要介護3～5の場合：16,085円

□ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

要介護1～2の場合：11,761円

要介護3～5の場合：15,281円

・ 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する建物又は指定居宅支援事業所と同一の建物に居住する利用者。

・ 指定居宅支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く。）に居住する利用者。

□ 初回加算：3,420円/月

新規に居宅サービスを契約した場合、もしくは要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合、当該月についてのみ加算。

□ 退院・退所加算

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定する。ただし、「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。

※入院又は入所期間中につき1回を限度。また、初回加算との同時算定不可。

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	5,130円	6,840円
連携2回	6,840円	8,550円
連携3回	×	10,260円

□入院時情報連携加算(Ⅰ)：2,850円/月

病院又は診療所に訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を入院した日のうちに情報提供した場合。

□入院時情報連携加算(Ⅱ)：2,280円/月

病院又は診療所に訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を入院した日の翌日又は翌々日に提供した場合。

□通院時情報連携加算：570円/月

利用者が医師の診断を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記載した場合。利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする。

□緊急時等居宅カンファレンス加算：2,280円/回(月2回を限度)

病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、当該利用者に必要なサービスの利用に関する調整を行った場合。

□ターミナルケアマネジメント加算：4,560円/月

対象利用者は末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者(在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)

- ・24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備。
- ・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施。
- ・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供。

●相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

☆サービス相談・要望・苦情の相談窓口☆

電話番号：03-3265-6131

受付時間：月～金曜日 9時00分～18時00分

事業者名：千代田区立一番町指定居宅介護支援事業所  
(東京都 第1370101709号)

住 所：東京都千代田区一番町12番地

管 理 者：平沼 園恵

上記の内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

利 用 者 氏名..... 印

身元保証人 氏名..... 印 (続柄.....)